

令和 6 年 度 第 7 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

6 . 1 0 . 8

第 7 回笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和6年10月8日 午前9時30分

2 開会日時 令和6年10月8日 午前9時30分

3 閉会日時 令和6年10月8日 午前10時00分

4 出席、欠席、遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	森 井 政 紀	出	8	鹿 嶋 耕 三	出
2	櫛 田 繁 造	出	9	片 岡 芳 和	出
3	仁井名 雅 子	出	10	大 平 貴 之	出
4	梶 田 宏 一	出	11	天 野 平 之 進	出
5	仁 科 智 之	出	12	西 江 務	出
6	北 村 卓 士	出	13	守 屋 映 男	出
7	佐 内 繁 文	出			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	藤 田 潔
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	大 平 章 之
推進委員	藤 原 美代子	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	大 本 憲 治	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	林 和 美	事務局長	木 南 達 昭
推進委員	重 見 信 夫	事務局次長	向 原 学
推進委員	桑 田 圭 介	主 事 補	小 川 航 平
推進委員	西 山 雅 子	主 事 補	升 谷 公 祐
推進委員	西 江 敬 一		

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議 案 番 号	議 題
議案第 23 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 24 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 25 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
報告第 22 号	農地法施行規則該当転用届について
報告第 23 号	農作業等受委託契約書の受理について
報告第 24 号	農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
そ の 他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会 会長

4 番 委 員

5 番 委 員

事務局長	おはようございます。 ただ今から、令和6年度第7回の農業委員会を開催いたします。 それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を4番梶田委員、5番仁科委員よろしくお願いします。 それでは議案の審議へ移りたいと思います。 会長、よろしくお願いいたします。
会長	議案第23号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ナンバー36号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー36号でございます。〇〇から、〇〇へ参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。 譲受人は、親族が空き家バンクを活用して住宅を購入する際に、付帯していた農地を購入するものです。 申請地の一部は田となっておりますが、現況が畑であるため、じゃがいもを栽培する予定です。譲受人は農業経験が無いため、営農計画書の提出があります。申請地は飛び地ですが、農地間の距離は〇〇mほどであるため、通作上の問題は無いと考えられます。農業には、妻と母と三人で従事する予定です。また、農機具はテラーと草刈り機を購入予定です。労働力と農機具が確保されており、通作上の問題もないことから、農業経験が無いとしても、営農計画書に記載の耕作管理は十分可能と考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー３７号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー３７号でございます。〇〇から〇〇に参ります３条の所有権移転（贈与）でございます。 譲受人は、自宅付近の農地を譲り受けるものです。 申請地には、カーポート等がありますが、今年の〇月〇日に分筆されており、農地部分以外について５条の申請が提出されています。譲受人は長年の農業経験を有し、果樹や野菜を栽培しています。申請地でも果樹を栽培する予定です。農機具も保有しており、自宅からも近距離であることから、この度の増反を考慮しても、十分耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第３条第２項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー３８号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー３８号でございます。〇〇から〇〇に参ります３条の所有権移転（贈与）でございます。 譲受人は、経営規模拡大の為に農地を譲り受けるものです。 譲受人は、３年ほどの農業経験を有し、農機具も保有しています。農業には妻と二人で従事しており、忙しい時期には、息子も手伝ってくれるとのことでした。申請地では、所有地と同様に果樹や野菜を栽培する予定です。農機具や労働力の確保ができていることから、この度の増反を考慮しても、十分耕作管理は可能だと考えられます。なお、譲受人の耕作地である〇〇地区〇〇番地について、令和３年１２月７日付けで、使用貸借権を設定しておりますが、通作経路である市道が整備されておらず、通作不可能であるから耕作管理できなかったという旨の申立書が提出されております。また、〇〇地区

	〇〇番地については農業用倉庫がありますが、29条の届出が提出されています。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー39号,40号は関連がありますので、あわせて上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー39号,40号でございます。ナンバー39号は〇〇から、ナンバー40号は〇〇,〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(贈与)でございます。 譲受人は、住宅を購入する際にあわせて農地を購入するものです。 申請地である、〇〇地区〇〇番地、〇〇番地は〇〇番地への進入路となっているため、速やかに29条の届出を提出するという旨の申出書が提出されております。 譲受人は農業経験がないため、営農計画書の提出があります。農業には、妻と二人で従事し、野菜や果樹を栽培予定です。農機具は、耕運機を保有しており、草刈り機と噴霧器を購入予定です。購入予定の住宅から申請地までは近距離であるため、通作上の問題もないと考えられます。労働力と農機具が確保されており、通作上の問題もないことから、農業経験がないとしても、営農計画書に記載の耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。

	続きまして、ナンバー41号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー41号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。 譲受人は、自宅付近の農地を譲り受けるものです。 申請地の一部は筆界未定地ですが、切り図が提出されており、申請地の位置は確認済です。 譲受人は長年の農業経験を有しており、農機具も保有しています。農業は妻と長男、次男の4人で行っており、申請地では野菜を栽培する予定です。自宅から近距離であり、労働力も十分に確保されていることから、この度の増反を考慮しても、耕作管理は十分可能と考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ナンバー10号を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー10号でございます。〇〇によります4条の許可申請でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は倉庫、進入路及び作業場でございます。 申請者は、申請地隣地に居住しており、居住地におくことができない倉庫や、家庭菜園部分も含めた作業場及び所有トラックの進入路・回転場等の用地が欲しいとのことです。申請者居住地の隣地は農地しかなく、本事業を行える面積が確保できる土地も申請地のみであります。 申請地は第2種農地であります。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきまして、申請地は隣接地より低位置にあるため、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、既存水槽及び排水路で対応するとのことで問題ないと思われます。また、構築物は高さが最大のもので約3mであるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。

	なお、当該申請地は、許可を得る前から着工していたため、始末書が提出されております。 以上でございます。よろしくお願いします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第 25 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」ナンバー 14 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー 14 号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5 条の所有権移転（贈与）でございます。申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第 2 種農地、転用目的は進入路及びカーポートでございます。 譲受人は申請地隣地に居住しており、申請地がなければ車を停める場所が足りず、また居住地方面へ車が進入するスペースがないとのことです。 申請地は第 2 種農地であります。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきまして、隣地境界部分に擁壁及び石積みがあるため、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、既存排水路及び自然浸透で対応するとのことで問題ないと思われます。また、カーポートは高さ約 3 m であるため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。 なお、当該申請地は、議案第 23 号ナンバー 37 の隣地であり、許可を得る前から着工していたため、始末書が提出されております。 以上でございます。よろしくお願いします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、関連がありますのでナンバー 15 号、16 号をあわせて上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局	ナンバー15号、16号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転（売買）及び〇〇から〇〇へ参ります5条の賃貸借権設定（永年間）でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第1種農地、転用目的は露天駐車場、車庫兼倉庫及び駐車場進入路でございます。 譲受人及び借受人である〇〇はこの度、既存の施設の駐車場が手狭になったため、隣地である申請地も併せて露天駐車場にし、駐車場に入るための進入路及び施設関係者の車を停める車庫、施設用具及び周辺掃除用具を収納する倉庫が必要であるとのことです。 申請地は第1種農地であります、「周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で住宅に接続して設置されるもの」であることから許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきまして、駐車場部分は側溝を整備し、車庫兼倉庫及び進入路部分はコンクリート施工されているため、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、側溝に流入させるとのことで問題ないと思われます。また、建築物は高さ約3mであるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。 なお、ナンバー16号につきましては許可を得る前から着工していたため、始末書が提出されております。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー17号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー17号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転（売買）でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第3種農地、転用目的は自己用住宅でございます。 譲受人はこの度、申請地に自己用住宅を建築したいとのことです。第3種農地であり許可妥当と思われます。 周囲の影響につきまして、土留め及び建築用ブロックを施工するとのことで、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては排水路及び沈殿枳を設け側溝に接続し、生活雑排水につきましては下水管に接続するとのことで問題ないと思われます。また、予定建築物は高さ約7mであるため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。

	なお、本案件につきましては、東側隣接農地所有者から承諾書の提出がございます。 以上でございます。よろしくお願いします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー18号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー18号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転（売買）でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は太陽光発電装置でございます。 譲受人は、申請地周辺の土地で太陽光発電事業を行う予定であります、計画地に農地である申請地が含まれてしまうとのことです。 申請地は第2種農地であります、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われま。 周囲の影響につきまして、斜面下部に土留めをするとのことで、土砂の流出はないと思われま。 雨水につきましては、水路を敷設し既存側溝へ接続するとのことで、問題ないと思われま。 また、予定建築物は高さ約3mであるため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われま。 なお、本案件につきましては地元承諾書の提出がございます。 以上でございます。よろしくお願いします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、報告第22号「農地法施行規則該当転用届について」、報告第23号「農作業等受委託契約書の受理について」、報告第24号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」ですが、関係委員の皆さまに

	は、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願いいたします。以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。
事務局	(1) 次回農業委員会 11月5日(火)午前9時30分から <u>笠岡市役所本庁 3階 第一会議室</u> (2) その他 ・ 次回申請書締切日10月18日(金), 議案発送日10月25日(金) ・ 農業者年金加入推進について ・ 視察日程について それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。